

京都市告示第 152 号

京都市国際交流会館条例第 4 条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市国際交流会館を臨時に休館します。

平成 19 年 7 月 26 日

京都市長 榊本 頼兼

臨時休館する日 平成 19 年 7 月 31 日 (火)

(総務局国際化推進室)